

第 6455 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 6月 9日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 課税されない経済的利益

Q : 会社が役員や社員に経済的利益を与えた場合は給与課税されますが、給与課税されないものもあるとか。どのようなものが課税されないのですか？

A : 次のようなものは、課税されません。

【解説】

所得税では、次のような経済的利益については課税しないとしています。

- ①永年勤続者の記念品等で次の要件のいずれにも該当するもの
 - イ. その利益の額が、役員又は使用人の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められること
 - ロ. その表彰が、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること
- ②創業記念品等
 - イ. その支給する記念品が社会通念上記念品としてふさわしいものであり、かつ、その価額(処分見込価額)が1万円以下であるもの
 - ロ. 創業記念のように一定期間ごとに到来する記念に際し支給する記念品については、創業後相当な期間(おおむね5年以上の期間)ごとに支給するものであるもの
- ③一定の要件に該当する商品等の値引販売
- ④残業、日直した者に支給する食事
- ⑤一定の要件を満たすレクリエーション費用
- ⑥その他、食事の補助や一定の社宅費用、金銭の貸付、用役の提供などがあります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】